

# 東京都板橋区物品買入れ等指名競争入札参加者指名基準

令和3年1月15日  
2板総契第323号  
総務部長決定

## (目的)

第1条 この基準は、東京都板橋区契約事務規則（昭和53年板橋区規則第21号）第29条の規定に基づき、東京都板橋区（以下「区」という。）が物品の買入れその他の契約（工事の請負並びに設計、測量及び地質調査の委託を除く。）に係る指名競争入札に参加させようとする者（以下「入札参加者」という。）の指名について必要な事項を定め、もって指名競争入札（希望制（公募型）指名競争入札を含む。以下同じ。）の厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

## (指名事業者の選定の判断事項)

第2条 区は、指名競争入札に参加する資格を有する事業者につき、次に掲げる事項を調査し、発注しようとする案件（以下「発注案件」という。）について次条により選定を行うものとする。

- (1) 経営及び信用の状況
- (2) 指名及び受注の状況
- (3) 官公庁における契約実績
- (4) 発注案件における地理的条件（営業所の所在地等）
- (5) 発注案件の内容に適した専門性及び技術的適性
- (6) その他発注案件に対する履行能力

## (指名事業者の選定方法)

第3条 区は、契約種別及び予定価格に応じ、原則として別表1に対応した等級に属する者のうちから指名する。

2 前項により指名する場合には、次の各号のいずれかに該当するものを他の者に優先して指名することができる。

- (1) 区内事業者（板橋区物品買入れ等にかかる競争入札参加資格における区内事業者認定基準の第2条第2項第1号に定める者）
- (2) 準区内事業者（板橋区物品買入れ等にかかる競争入札参加資格における区内事業者認定基準の第2条第2項第2号に定める者）

3 次の各号のいずれかに該当するものは、第1項の規定によらず、他の者に優先して指名することができる。

- (1) 過去、同一の契約事案に係る前回の契約事業者
- (2) 参考見積を提出する等発注案件の予定価格算定に当たり協力した者

### (指名事業者の選定の制限)

第4条 区は、指名事業者の選定に当たっては、次に掲げる事業者は選定の対象としない。

- (1) 東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成17年4月1日付16板橋区長決定）に基づく指名停止期間中である等指名から除外する期間中である者
- (2) 経営状況が著しく不健全である者
- (3) 発注案件の履行に当たって、法令上必要とされる官公署等の許可又は認可を受けていない者
- (4) 発注案件の履行に当たって、必要とする特殊な技術又は設備を有しない者
- (5) 発注案件と同種の契約を板橋区を相手方として締結している者で、その履行が完了していないために、当該発注案件が不履行となるおそれがあると認められる者
- (6) 同一の発注案件において、組合を指名した場合の当該組合の組合員又は組合員を指名した場合の当該組合
- (7) 前各号のほか、第2条の各号を調査した結果、指名することが不相当と認められる者

### (選定事業者数)

第5条 選定する事業者数はおおむね別表1のとおりとする。ただし、発注案件の性質等により別表1に掲げられた事業者数を選定することができない場合及び希望制（公募型）指名競争入札において事業者を選定する場合は、この限りでない。

### (希望制（公募型）指名競争入札について)

第6条 予定価格が1,000万円以上の物品購入、賃貸借及び5,000万円以上の委託の発注案件（随意契約は除く。）については東京都板橋区希望制（公募型）指名競争入札に関する要綱（昭和60年8月20日区長決定）に基づき、原則として希望制（公募型）指名競争入札を行う。

なお、賃貸借に関しては別表2のとおり予定価格に応じて等級格付を設けるものとする。物品購入及び委託に関しては発注案件の性質等に応じて案件ごとに等級格付の適用の有無を判断するものとする。

### (指名の特例)

第7条 仕様又は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの営業種目が特殊である等特別な事情がある発注案件に係る指名については、この基準を適用しないことができる。

付 則

この基準は、令和3年1月15日から施行する。

別表 1

契約種別	予定価格	指名業者数	等級格付
物品購入 賃貸借	300万円未満	4者以上	A、B、C
	300万円以上500万円未満	5者以上	
	500万円以上1,000万円未満	6者以上	

契約種別	予定価格	指名業者数	等級格付
印刷	300万円未満	4者以上	A、B、C
	300万円以上500万円未満	5者以上	
	500万円以上1,000万円未満	6者以上	A、B
	1,000万円以上	7者以上	A

契約種別	予定価格	指名業者数	等級格付
委託 修繕 その他	300万円未満	4者以上	C
	300万円以上500万円未満	5者以上	B、C
	500万円以上1,000万円未満	6者以上	A、B、C
	1,000万円以上 3,000万円未満	7者以上	A、B
	3,000万円以上 5,000万円未満	8者以上	A

別表 2

契約種別	予定価格	等級格付
賃貸借	1,000万円以上5,000万円未満	A、B、C
	5,000万円以上1億円未満	A、B
	1億円以上	A